

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

尼崎市障害福祉課長

特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その6）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

みだしの件につきましては、これまでに「特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて」（尼崎市事務連絡）の（その1）から（その5）にて、本市取り扱いをお示ししていたところですが、令和2年8月以降の補助金対象経費の算定方法について下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。つきましては、ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、資料の提出に係るご理解とご協力をお願いいたします。

1 令和2年8月～令和3年3月サービス提供分の利用者負担軽減の対象

(1) 電話等による代替的な方法で提供するサービスの利用による報酬分

※ 南部、北部障害者支援課に事前に届出を行い、「放課後等デイサービス提供実績記録票」の備考欄に「欠席基本報酬」等代替的支援が記載されているもの

(2) 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校により、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分

※ 新型コロナウイルス感染症対策による学校・学年・学級単位での臨時休校該当日のため、学校休業日単価を請求し、「放課後等デイサービス提供実績記録票」の備考欄に「コロナ対応による臨時休校」等が記載されているもの

※ 「夏季休業による学校休業日単価申出書」の期間は対象外です

2 提出書類

(1) 令和2年8月以降放課後等デイサービス利用者負担額軽減助成金所要額調べ

（全事業所対象）

添付の「放課後等デイサービス助成金所要額調べ」（エクセルファイル）を作成のうえ、ご提出ください。

なお、令和3年2月以降の助成金対象見込み人数を0人と回答した事業所のうち、回答提出以降に対象サービスを提供した場合は、各サービス提供月末までにご連絡ください。

(2) 補助対象額計算シートの提出について （令和2年8月～令和3年1月分まで）

（前記1に該当する利用児がいる事業所のみ提出）

前記1の利用者負担軽減補助は、国及び兵庫県が行う補助事業に基づくため、当該助成対象額を把握する必要があるとともに、上限額管理対象者の利用者負担額の再調整事務を行う必要があることから、前記1に該当する利用児について、次の資料を作成のうえ、ご提出ください。

ア 補助対象額一覧表（提出用 NO.1）

イ 補助対象額個人計算シート（提出用 NO.2）

(注意点)

注1) 別添の「尼崎市放課後等デイサービス補助対象額計算シート(令和2年8月以降)」(エクセルファイル)をご使用ください。同ファイル内の【記入例】をご確認のうえ、対象児ごとに個別計算シートを作成してください。(エクセルシートは40名分まで、個別計算シートが使用できます。シートはコピー等せず、ご使用ください。)

注2) 令和2年8月から令和3年1月までの該当月別にエクセルファイルを作成してください。

注3) 通所受給者証記載の利用者負担上限月額が0円の対象児は作成不要です。

※ 7月までの計算シートの作成方法とは異なり、注3以外の対象児はシートを作成してください。

3 提出期限

令和3年2月19日(金)【厳守】

※ 提出期限にて~~め~~切のうえ上限額管理再調整を行うため、全事業所が必ずご提出いただきますようお願いいたします。

提出がなかった場合、令和2年度補助事業のため助成金の対象となりませんが、利用者負担軽減対象者には事業所において増加前の利用者負担額を徴収していただくこととなりますのでご注意ください。

やむを得ず提出が遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。

4 提出先

件名「**【事業所名】**放課後等デイサービス利用者負担軽減補助額(回答)」としていただき、電子メールにてご提出ください。

尼崎市障害福祉課メールアドレス ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp

5 上限額管理結果額の再調整

別紙「上限額管理結果額の再調整方法」をご確認ください。

6 令和3年2月分及び3月分の事務手順

令和3年2月分及び3月分については、令和2年度補助事業のため国保連請求と助成金の審査を同時期に行う必要があります。

つきましては、前記1に該当する利用児がおられる場合は、「2(2)補助対象額計算シート」を上記4メールアドレスに加えて、障害児通所給付費請求書に添付していただき、サービス提供翌月10日までに、ご提出いただきますようお願いいたします。

上限額管理対象者の利用者負担額の再調整が必要なため、期日厳守といたしますのでご了承ください。

令和3年2月サービス提供分 令和3年3月10日~~め~~切

令和3年3月サービス提供分 令和3年4月10日~~め~~切

7 助成金の支払い

各月の助成金額が確定次第、助成金支給対象事業所のみ申請書を送付しています。現時点では、令和2年3月分のみ各事業所にメール又は市外一部事業所には郵送にて連絡しておりますので、ご不明点等がありましたらお問い合わせください、

なお、令和2年4月から令和3年2月分は金額が確定次第、助成金該当事業所には3月末までに連絡しますので、該当の可否等ご不明点がありましたらお問い合わせください。

8 その他

本補助金事業は、現時点におきましては令和3年4月以降の継続予定はありません。
今後の新型コロナウイルスへの対応に関する通知は市ホームページにてご確認ください。

【尼崎市ホームページ】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度 > 【障害福祉サービス等】

【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ >

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

以 上

【問い合わせ先】

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当

吉田・曾谷

TEL 06-6489-6750

FAX 06-6489-6351